

雲南市における公用車車両管理システム対応に係る
情報提供依頼（RFI）

令和6年度11月
雲南市総務部管財課

1. 情報提供依頼（RFI）の概要

（1）件名 雲南市における公用車車両管理に係る情報提供依頼（RFI）

雲南市では、公用車保有台数の適正化、日報の電子化、車検、免許証の有効期限の一元管理など、公用車管理業務の効率化を図りたく、公用車車両管理システム（以下「公用車管理システム」という。）の導入を検討しています。

今回のRFI は、各事業者様の本市に対する公用車管理システムの提供意向等を把握することを目的としています。

(2) システム概要

No.	機能名	内容
1	ログイン処理機能	ID、パスワードによる認証
2	メニュー表示機能	管理者、使用者など、システム内権限に紐づいたメニューを表示する
3	表示機能	ログインユーザーの予約状況（予約中一覧）を表示する
4		マニュアルを表示する
5	予約機能	予約状況をカレンダー形式で（日）で表示する
6		車両ごとに予約されている時間をカレンダー形式（日）で表示する
7		カレンダー上から予約登録が行える
8		カレンダー上、または別画面から運行記録の入力を行う
9		管理者が代理で予約入力が行える
10		管理者は利用者の予約の変更/削除が行える
11		ユーザーの免許証種別で運転できない車両の利用制限が行える
12		車両ごとに予約可能期間を設定できる
13		繰り返し予約が行える
14		利用者が1つのアカウントで複数車両の予約を行える
15		スマートフォンから予約が行える
16	運行記録機能	運転前、運転後の酒気帯び確認が記録できる
17		酒気帯び確認者を予め登録しておき、入力時に選択できる
18		使用距離（走行前、走行後）の入力が行える
19		実使用時間が入力できる
20		運行前車両点検の内容の追加、修正が行える
21		給油量の入力が行える
22		予約済みの一覧を表示する
23	予約・運行記録管理機能 車両管理機能	予約を検索し表示する

24		管理者項目より利用者の運行記録が一覧画面で記入/未記入が判別できる
25		車両検索が可能
26		点検・車検情報履歴の確認が行える
27		次回点検日を表示する
28		リース期間の管理が行える
29		車両を部署の設定が行える
30	情報出力機能	車両の稼働率を集計し、CSV出力が行える
31		車両の運行記録を集計し、CSV出力が行える
32		上記集計がグループごとに行える
33	パスワード管理機能	ユーザーによるパスワードの変更が行える
34	ユーザー管理機能	管理者のみユーザーの登録、削除、更新が行える
35		ユーザーに部署の設定が行える
36		ユーザーの免許証内容の入力が行える
37		ユーザーをCSVでインポートできる
38		車両情報をCSVでインポート出来る
39		運転免許証期限切れをアラート機能で通知させる
40		車検切れをアラート機能で通知させる

(3) 雲南市が想定しているスケジュール

本市が想定しているスケジュールは、令和6年度末（令和7年3月中）までに車両管理システムの本稼働を目指します。詳細なスケジュールについてはベンダー決定後、両者協議の上決定します。

(4) 料金算定数値

- ①管理車両台数：120台
- ②ユーザー数：500名

2. 情報提供依頼（RFI）の手続き情報提供依頼内容導入に必要な確認事項

(1) 情報提供依頼内容

①機能の確認事項

②システムに

(2) 情報提供依頼 (RFI) のスケジュール

- ・ 情報提供依頼に関する質問事項受付期間
令和6年11月1日(金) から令和6年11月15日(金)
- ・ 情報提供依頼に関する質問事項に対する回答
令和6年11月22日(金) 17時00分に雲南市ホームページに掲載
- ・ 情報提供依頼回答書提出期限
令和6年11月29日(金) 17時00分まで

(3) 提出方法

- ①提出先：雲南市総務部管財課宛て
 - ②提出物：様式1及び様式1-1
 - ③メールアドレス：kanzai@city.unnan.shimane.jp
 - ④メール表題：【公用車車両管理に係る情報提供依頼回答】提出事業者名
- ※提出事業者名の箇所には、貴社の名称を記載してください。
質問を提出する場合、上記表題の「回答」部分を「質問」に変更してください。

3. 情報提供依頼に関する留意事項

- (1) 本情報提供依頼の実施をもって、雲南市が調達を行なうことを約束したり、回答者に特別の地位を約束したりするものではありません。
- (2) 資料提供いただいた回答者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- (3) 回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様等に反映する場合があります。
- (4) 本依頼書の実施に要する一切の費用は、回答者の負担とします。
- (5) 提出された資料は、返却しません。
- (6) 提出された情報は、本市が車両管理システムへ移行するための参考としてのみ利用し、他の用途には利用しません。
- (7) 不明点について確認が必要な場合は、令和6年11月15日(水)までに様式2質問票により、電子メールにてお問合せください。

4. 問い合わせ先

雲南市役所総務部管財課 (担当：富山、高橋)
電話 0854-40-1025
メール kanzai@city.unnan.shimane.jp